

堺市イノベーション投資促進条例施行規則の一部を改正する規則

堺市イノベーション投資促進条例施行規則（令和2年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第5号中、「堺市企業立地計画認定通知書」を「認定通知書」に改める。

第12条第2号を次のように改める。

(2) 統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）3日本標準産業分類の内容の第2章分類項目表（以下「産業分類項目表」という。）に掲げる大分類P医療、福祉に該当する事業を主として営む施設

別表第1都心地域の項中「及び南向陽町1丁」を「並びに南向陽町1丁」に改める。

別表第3中「第4条関係」を「第4条、第14条関係」に改め、同表ICT関連の項中「産業分類表のG一」を「産業分類項目表に掲げる大分類G」に、「中分類39一」を「中分類39」に、「40一」を「40」に改め、同表次世代ヘルスケア関連の項中「産業分類表の大分類P一」を「産業分類項目表に掲げる大分類P」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。